

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ ～「新型コロナウイルス感染症対応資金」のご案内～

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和2年6月25日時点)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者(個人事業主含む)の皆様に対し、福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロの資金繰り支援を実施しています。

## 福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」

融資対象者	市町村から以下のいずれかの認定を受けた方 ①セーフティネット保証4号(売上高▲20%以上) ②セーフティネット保証5号(売上高▲5%以上) ③危機関連保証(売上高▲15%以上)
融資限度額	4,000万円
資金用途	運転・設備資金(借換資金含む)
融資利率	<b>実質無利子</b> (3年経過後1.3%)
保証料率	<b>0%</b>
担保	<b>無担保</b>
融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
保証人	個人は不要 法人は一定要件(①法人・個人の分離、②資産超過)を満たせば不要
申込期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日
申込先	指定金融機関、商工会議所・商工会、中央会(組合関係)

### 融資利率

融資対象者のうち、下記に該当する方については、事後的に所定金利(1.3%)相当分について利子補給(キャッシュバック)が行われ、3年間実質無利子となります。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフーランスを含み、小規模に限る。  
※融資対象者②のうち上記以外の方については、融資利率1.3%となります。

### 保証料

融資対象者のうち、下記に該当する方については、保証料(0.85%)の全額が減免されます。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフーランス含み、小規模に限る。  
※融資対象者②のうち上記以外の方については、保証料率0.425%(経営者保証免除の場合は0.525%)となります。  
※条件変更に係る保証料については減免の対象となりません。

## 中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<フリーダイヤル経営相談窓口>

コロナ いなく(なれ)

☎0120-567-179(通話無料)

9時から17時(土日・祝日も対応)

※掲載している情報は、今後変更となる可能性があります。  
最新の情報・詳細については県のHPをご覧ください。  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>



<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	TEL 092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	TEL 092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL 0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL 093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL 0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	TEL 092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	TEL 092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	TEL 092-710-6195



福岡県